

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、藤原委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第164回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つございます。

議題1「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用明確化に向けた取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用明確化について、資料1に基づき御説明申し上げます。

まず、1ページ目を御覧ください。

本ページでは、「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」でお示した、公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化に関する取組方針を記載しております。

個人情報保護法には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、個人情報の公益目的利用についても、一定の場合では許容されると考えられるところ、これまで当該例外規定が厳格に運用されている傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進するとしておりました。

そして、具体的に示していく事例として、例えば、安全面や効果面での質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられるとしておりました。

2ページ目、3ページ目では、「制度改正大綱」公表後の公益目的例外規定の運用の明確化に関する取組について御説明いたします。

2ページ目では、昨年4月に行った新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取組を御説明いたします。

まず、1ポツ目に記載のとおり、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合等公益目的例外の適用に関する考え方及び個人情報保護法相談ダイヤル等に寄せられたよくある質問とその答えを、委員会ホームページで周知いたしました。

次に、2ポツ目に記載のとおり、医療機関間で個人情報を共有する際の個人情報の取扱いについて、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者への提供が許される事例を、委員会ホームページで周知いたしました。

3ページ目では、昨年9月に行った個人情報保護法ガイドラインQ&Aの事例追加につ

いて御説明いたします。

まず、3ポツ目に記載のとおり、「法令に基づく場合」における個人データの取扱いについて、2つの事例をガイドラインに追加し、周知いたしました。

事例6は、感染症法に基づき、保健所の積極的疫学調査に対応する事例。

事例7は、電気事業法に基づき、災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のために、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する事例になります。

次に、4ポツ目に記載のとおり、指定感染症罹患者についての個人データの取扱いに関する説明をQ&Aに追加し、周知いたしました。

続いて、4ページ目を御覧ください。

こちらは、制度改正大綱公表後に累次行ってまいりました、公衆衛生の向上を目的とした個人データの取扱い等に関するニーズの把握についての説明になります。

制度改正大綱に記載した「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」を図るべく、具体的なニーズについて、関係業界団体・事業者に累次ヒアリングを行ってまいりました。

ヒアリングで寄せられた意見としては、例えば、保有している過去の臨床試験や治験データを医療の向上のために別の研究に利用しようとしたり、外部機関へ提供しようとする場合における例外規定の該当性や、個人情報保護法の公衆衛生例外と医学系研究等に関する指針の適用関係、学術研究機関等と民間事業者による共同研究に対する学術研究例外の適用範囲について、運用の明確化を望む意見がありました。

他にも、治験情報などとして得た情報の仮名加工情報としての活用可能性、医療画像診断装置等にも用いられる学習済AIモデルのニューラルネットの重み係数の個人情報該当性についても、解釈明確化を望む意見が寄せられました。

続いて、5ページ目を御覧ください。

本ページでは、今後の取組方針案について記載しております。4ページ目で御説明したヒアリングで寄せられた意見、また、これまでパブリックコメントなど、様々な形で委員会に寄せられた御意見も踏まえながら、国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進する観点から、次のとおり対応することとしてはどうかと考えております。

まず1点目は、公衆衛生例外規定の運用の明確化です。医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合の公衆衛生例外の適用関係について、個人の権利利益の保護、関係法令や医学系研究等に関する指針との関係も整理しながら、ガイドラインやQ&Aにおいて具体的な事例を示していくことを考えております。

続いて2点目は、公衆衛生例外以外の関連規定に関する運用の明確化です。公衆衛生例外以外の規定に関する要望についても、公衆衛生例外規定の運用明確化との関係性が高く、社会的課題の解決に資すると考えられることから、合わせてガイドライン、Q&A等において具体的な事例を示していくことを考えております。

私からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

大滝委員。

○大滝委員

ただいまの説明の中にもありましたように、新型コロナウイルス感染症や大災害への対応のような様々な社会課題を解決する上で、個人情報を含むデータの利活用が注目されています。制度改正大綱で示したように、個人情報保護法の例外規定を適切に運用することで、そのようなデータの利用環境を後押しできると考えております。その際、個人情報の利用が不可欠かどうか、また、社会全体の利益となるかどうかといったような比較衡量が必要で、いわゆる三条委員会である当委員会がその考え方を示していくことが重要だと思います。是非速やかに進めていってほしいと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。よろしいでしょうか。

今、大滝委員がおっしゃいましたように、社会的課題が実に多様化する中で、適切にこうした課題を解決するために、事業者が個人の権利利益の保護を図りつつ、それが国民全体の利益となるように、適正にデータを利活用できる環境を整備していくことが望ましいと考えます。

委員会に寄せられた意見も踏まえて、適切に対応したいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（認定個人情報保護団体制度）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（認定個人情報保護団体制度）、資料2に基づいて御説明申し上げます。

昨年10月から11月にかけて、改正法に関連する政令・規則事項のうち、主要な論点について5回にわたって御議論いただき、12月の第162回委員会において、政令・規則案を取りまとめ、意見募集を実施したところでございます。

本議題については、ガイドライン等の整備に向けた論点について方向性等を御議論いただくものでございます。今回の認定個人情報保護団体制度以外にも、ガイドライン案の策定までに主要な論点について同様に御議論いただくことを考えております。

それでは、御説明申し上げます。

1 ページに、認定団体制度の意義について記載しております。

個人情報保護法の制定前において、民間部門における個人情報の保護は、業界団体等がガイドラインを策定し、構成員等が遵守することを中心に行われており、個人情報保護法においても、民間団体による自主的な取組を尊重し、法に基づく取組を行っていくことを

政府等が支援していくことを基本的な考え方としております。

法に規定する事業者の義務は、あらゆる分野を対象としておりますところ、各分野の取り扱う個人情報の性質、利用方法、取扱いの実態等に即したより高い水準の自主的な取組が期待され、民間団体による取組が果たす役割は大きいと考えられます。

こうした考え方に沿って、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものでございます。

2 ページ目、3 ページ目に、制度の現状について記載しております。

近年、技術やサービスの内容が複雑化・多様化し、市場の態様も急激に変化することが常態化する中で、行政機関と民間との間で情報の非対称性が発生するケースが増大しております。このような環境下においては、民間団体はその専門性や柔軟性を生かして個人データの取扱いに関する自主ルールを策定して運用していくことや、積極的に指導等を行っていくことがより求められ、認定団体制度の重要性が増大しています。

委員会が横断的に認定団体の監督等を行う中で、従来の所管ごとに目的や機能に関する認識に差があり、制度の意義、目的や今日的視点から強調されるべき側面等の一定の方向性について、委員会として改めて示す必要があると考えられます。

また、今後、改めて裾野の広い分野で様々な団体が認定を受けようとするに当たって、認定団体として活動するイメージを具体的に持てるよう、その在り方等を分かりやすく明示する必要がございます。

3 ページ目を御覧ください。

さらに、今般の法改正により、企業の特定分野を対象とする団体を認定できることとなりますが、既存の制度との混同等がないよう、消費者側も制度を認識できるようにする必要があります。

他方で、認定団体に対しては、現状、期待される具体的な業務や活動の指針等を示したガイドラインは存在しません。

5 ページ目を御覧ください。

緑枠部分に記載のとおり、今御説明いたしました現状を踏まえまして、認定団体を対象とした個別のガイドラインを策定し、認定団体に求められる役割や具体的な業務等を示してはどうかとしております。

これは、認定団体の望ましい取組の方向性を示すものであり、また、通則編に含める形では馴染まないことから、認定団体編として新たに策定することが考えられます。

このガイドラインには、制度の目的や意義、漏えい等事案に対する関与の在り方を含む認定団体の業務、個人情報保護指針、関係法令の解説等について記載することが考えられます。

なお、※印にありますとおり、現行の「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」につきましては、ガイドラインの別紙として、その内容を記載することが考えられます。

6 ページ目以降は、ガイドラインの主な記載内容のイメージを記載しております。

まず、6ページ目、7ページ目は、制度の目的や意義でございます。

6ページ目の3ポツ目でございますが、冒頭の制度の現状で御説明したとおり、行政機関と民間との間で情報の非対称性が発生するケースが増大している旨について記載しております。

7ページ目を御覧ください。

認定団体制度における自主的な取組については、2つの側面が考えられ、1つ目は、共同活動による、円滑かつ徹底した法の遵守。2つ目は、民間が有する専門性や柔軟性を活用することによる、基本的な法の履行よりも深化させた自主ルールの策定・運用と考えられますが、特に今日においては、後者の側面の重要性が増大しております。

したがって、認定団体としては、法の遵守のための取組はもちろん、自主ルールを策定して運用していくことや、積極的に構成員等に対して指導等を行っていくことがより求められます。

8ページ目から11ページ目にかけて、認定団体の業務について、法の条文構成に沿って記載しています。

まず、8ページ目は、法第47条第1項第1号及び法第52条の苦情の処理でございます。

認定団体は、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について、実効的な処理を行う必要がありますとおり、苦情に簡易・迅速に対応するため、人材の養成・確保を含む体制整備が求められます。

9ページ目を御覧ください。

法第47条第1項第2号の情報提供について記載しております。

認定団体は対象事業者に対して関係法令や自主ルールの内容等について、情報提供を行う必要がございます。

その他、2ポツ目に記載の苦情が多いケースや、3ポツ目に記載の漏えい等事案の傾向や求められる対策について情報提供を行うことが望ましいとしております。

なお、こういった情報については、委員会にも共有し、相互に連携を図っていくことが重要と記載してございます。

10ページ目は、法第47条第1項第3号のその他必要な業務について記載しております。

認定団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行うことが必要とした上で、2ポツ目に、例えば、いかに本人に対して透明性を確保しながら説明責任を果たしていくかも重要。そのための自主ルールを踏まえた指導等についても認定団体が積極的に行っていくことが望ましいとしております。

また、制度改正大綱にも記載してございますが、PIAを含むプライバシー・バイ・デザインの実施や、責任者の設置を含む組織体制の整備などを積極的に推奨していくことが望ましいと記載しております。

11ページ目は、その他必要な業務として、漏えい等事案が発生した場合等における対応について記載しております。

認定団体が対象事業者の漏えい等の事案を把握しておくことは、円滑な認定業務の遂行に資すると考えられます。

したがって、法令上の義務である委員会等への報告に加えて、自主的取組の一環として、対象事業者から事案の情報を受け付けることは有効であり、委員会への報告義務化の対象となる事案以外のものを含め、実効的な指導・助言等を行うことが望ましいとしております。

なお、改正法で報告が義務化される事案については、報告事項を委員会が求める内容とできる限り一致させるなど、事業者の過度な負担とならないよう配慮するとともに、事業者が複数の認定団体の対象事業者となっている場合の負担にも配慮する必要があります。

12ページ目は、法第53条の個人情報保護指針について記載しております。

取り扱う個人情報の性質、利用方法等に即した自主ルールとして、個人情報保護指針の作成が努力義務とされており、2ポツ目にございますとおり、指針は、単に法令の内容を落とし込むのみならず、事業分野等の実態に応じた自主ルールとして、細目や事例を盛り込んでいくことが望ましいとしております。

なお、※印にございますとおり、例えば、個人関連情報なども含めた適切な取扱いを促進するための各種の取組を自主的に実施することは、制度の趣旨を適切に踏まえた取組と考えられます。

3ポツ目にございますとおり、多様な関係者の意見を聞きつつ指針を作成していくことや、情勢変化に応じて不断に見直しを図っていくことが望ましく、4ポツ目にございますとおり、認定団体は、対象事業者に指針を遵守させるために、指導等を行う必要がございます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

宮井委員。

○宮井委員 委員会として初めて認定団体制度を対象としたガイドラインを新設するに当たりまして、しっかりとそのガイドラインを活用していくという観点から2点述べたいと思います。

1点目は、改正法の施行に向けてガイドラインを活用しながら認定団体とのやり取りを、委員会としても従来以上に深めることにより、取組の底上げを図っていくということです。昨今の社会情勢に鑑みますと、個人情報に関して技術の進歩、サービスの複雑化は、今後ますます進むと思います。この変化のスピードというのは、ますます上がっていくのではないかと想定いたします。そういった中で一定の自主ルールの策定も重要になってくると思いますので、それらも踏まえながら、委員会と団体双方の取組の底上げを図っていくという意味があると考えます。

2点目ですが、ガイドラインの中で認定団体に求められる業務等をより分かりやすく示

して、このガイドラインを効果的に広報媒体として活用することにより、認定団体や対象事業者の増加につなげていくということです。認定団体制度に関する認知もまだ十分ではない状況かと思っておりますので、こういったことを機会に、このガイドラインを分かりやすく示すことにより、広報媒体として使い、認定団体制度をより知っていただき、取組の標準化につなげられると思います。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

熊澤委員。

○熊澤委員 認定団体が自主的な取組として、対象事業者の漏えい等事案の把握に努めることは、対象事業者に対するきめ細かな情報提供や指導等の他、対象とする分野の個人情報保護の水準の引上げにもつながることとなります。

したがって、ガイドライン等において、認定団体が対象事業者の漏えい等事案の報告を受け付けることができる根拠を明確に示していくことは大変重要であると考えます。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。よろしいでしょうか。貴重な御意見をありがとうございました。

第162回委員会において、政令・規則案を取りまとめ、意見公募を行ったところですが、それ以外の部分のガイドライン事項につきましても同様に、今後、各項目について、具体的な方向性等について議論をしていくこととし、更に検討を深めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体の新規申請について、資料3に基づき御説明申し上げます。

令和3年1月8日付で、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構より、個人情報保護法第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされました。

同機構は、広く一般市民を対象に、万引犯罪に関する調査研究、教育研修事業等を行うことにより、正しい消費者を保護し、健全な買物環境を確保するとともに、青少年の万引犯罪への関与を防止し、その健全な育成に寄与することを目的として、平成17年に設立されました。本年1月8日現在の同機構の会員数は、団体会員101を含む計154であり、申請時点での対象事業者は11社となっております。同機構からの申請を受け、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査をしました。

資料の別添1を御覧ください。

本資料は、個人情報の保護に関する法律施行令第19条に定められた申請のために、委員会に提出しなければならない書類に該当する書類が提出されているかを確認したもので、

不備は認められませんでした。

次に、別添2を御覧ください。

本資料は、法第49条各号に定められた認定の基準の審査事項を定めた認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査した結果をまとめたもので、いずれにも適合するものと認められました。

同機構が認定個人情報保護団体として認定された場合には、法第47条第1項に基づき、新たな認定個人情報保護団体として認定する旨を、別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づき課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき、納付の期限及び書類を定め、別添4により通知することとしたいと存じます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員

認定団体を認定して対象事業者が増えていくことは大変好ましいことだと思います。万引犯罪防止は事業者にとっては死活問題であり、その一方で、関係する個人情報の取扱いには慎重さが求められる分野です。この分野での認定団体を新規に認定して、先ほどの議題2の議論にもありましたけれども、自主的な取組を促進する意義は大変大きいと思います。当該分野の個人情報保護等のレベルがより一層高められることを期待しております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日説明のあった認定個人情報保護団体の認定については、全国万引犯罪防止機構を認定個人情報保護団体として認定し、認定通知などの所要の進めることとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、認定することといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

先ほど小川委員からもありましたけれども、認定個人情報保護団体として積極的な取組を期待しております。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「特定個人情報保護評価指針の改正案の意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題4、「特定個人情報保護評価指針の改正案に関する意見の募集の結果について」、御説明をいたします。

本件は、第160回委員会でお諮りいたしました特定個人情報保護評価指針の改正案についての意見募集の結果でございます。



今回、昨年12月14日から本年1月12日までの約1か月間、意見募集を行いまして、2件の御意見をいただきましたが、いずれも本意見募集とは直接関係しない御意見でございました。

指針の改正案は、資料4-2でございます。第160回委員会にてお諮りいたしました内容から変更点はございません。本改正案につきまして、準備が整い次第公布し、4月1日から施行をさせていただきたいと存じます。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、意見募集による変更はありませんでしたので、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、決定いたします。事務局においては、官報掲載等の所要の手続を進めてください。

それでは次の議題に移ります。

議題5「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題5について、資料5に基づき御説明申し上げます。

現在、内閣府において検討中で、今国会に提出予定の「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）」には、当委員会と関係する事項がございますので、この場で御説明させていただきます。

法律案の概要は資料の「1 法律案の概要」に示したとおりですが、本法律案は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、①各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、②特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講ずるものです。

特定公的給付については、特に迅速かつ確実な実施を図る必要があるものに限定するため、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、1の3つ目の丸に記載しております①、②のいずれかに該当するものとして、内閣総理大臣が指定するとされています。

なお、特定公的給付の給付主体、支給要件等は指定があるまで定まりません。

続きまして、「2 当委員会へ関係する事項」を御覧ください。

特定公的給付の支給に当たって、給付主体は、個人番号を利用した情報の管理ができることとなり、特定個人情報ファイルを保有することとなるため、特定個人情報保護評価を実施する必要がございます。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に実施することを原則としていますが、特定公的給付につきましては、①内閣総理大臣が特定公的給付の指定を行

うまでは、給付主体、支給要件が定まらず、給付主体が取り扱う特定個人情報等を事前に特定することができないこと。②法律案の目的からして支給を迅速に実施すべきものであること、から、給付主体が特定個人情報評価を事前に実施することが困難である場合は、緊急時の事後評価について規定する特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の適用対象となり得るものと考えられます。

なお、「1 法律案の概要」の①については、口座情報を登録・管理するシステムの構築が必要であり、当該保護評価は原則どおり実施できるものと考えています。

本法律案については、閣議決定前の段階ですので、今後の調整により変更があり得ます。

本日の資料につきましては、法案の閣議決定後に関係資料を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひいたします。よろしいでしょうか。

では、説明ありがとうございました。

本議題の資料につきましては、先ほどの説明の中でもありましたが、法案が閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途資料を公表することといたします。本日の議題は以上になります。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、順次、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。